

街づくり セミナー だより③

【第3号】平成25年4月20日
世田谷区 都市整備部

街づくりセミナー開催の主旨とニュースの発行

世田谷区では平成26年度末を目途に、世田谷区都市整備方針の改定作業を進めていますが、多くの区民の方に参加いただき、改定作業を進めるため、都市整備方針を“知ってもらう・学んでもらう・関心をもってもらう”機会として、テーマ別連続講演と意見交換による街づくりセミナーを開催しております。(全5回)

今号は4月7日に開催した、東京農業大学地域環境科学部の阿部伸太准教授を講師に招いた第3回の概要をお伝えします。

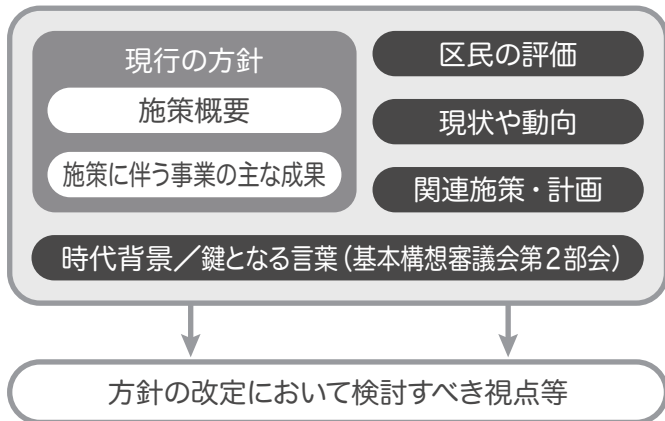


現在の都市整備方針の検証

昨年度、現在の都市整備方針の検証を行いました。結果は、区のホームページに掲載しております。

全部で19の項目について、最初に「施策概要」と「施策に伴う事業の主な成果」を示し、一方で、昨年9月に行った区民アンケート等をもとに「区民の評価」を示しました。さらに、「現状や動向」、「関連施策・計画」、「時代背景」など、区を取り巻く状況等を示しました。

そして、以上を踏まえ「方針の改定において検討すべき視点等」を示しました。



今後の開催予定

第4回…4月20日(土) 13:30～／世田谷産業プラザ

【テーマ4】都市交通-自転車利用に注目して
講師：小嶋 勝衛 / (財) 建築・まちづくり協力研究所 理事長

第5回…5月11日(土) 13:30～／生活工房セミナールーム

【テーマ5】景観づくりと都市の魅力
講師：後藤 春彦 / 早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授

第3回街づくりセミナーのプログラム

- 副区長挨拶
- みどりの保全と創出に関する区からの取り組み状況の説明(区みどり政策課長)
- 講師による講演会(テーマ：みどりの保全と創出)
阿部 伸太 / 東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授
- 意見交換 (参加者：18名)

区による取り組み状況説明

- 世田谷みどり33とは、平成44年の区制100周年までに、みどり率33%を達成する長期政策目標であるが、みどり率は、直近5年間では減少した。
- この5年間、草地と農地が減少し、公園が増加。公園は用地買収を伴い、財政負担の点で限界がある。
- 二子玉川公園の一部が4月14日に開園された。
- 民有地に関する区の取り組みは、農地保全、普及・啓発、既存のみどりの保全(市民緑地契約・保存樹木等)、緑化支援、建築等に伴う緑化の促進など
- 課題は、農地の宅地化の進行、敷地細分化による緑地制度の対象の減少、みどりの質の維持・向上、区民の緑化意識やみどり33の認知度の向上など

みどりとみずの基本計画 4つの基本方針

- 1: 世田谷らしいみどりとみずの保全
(国分寺座線の保全、農が培ってきたみどりの保全等)
- 2: 地域の水循環の回復と水環境の再生
(区民が触れ合える水辺の再生、災害に備えた水環境の整備等)
- 3: 地域にあったみどりとみずの創出
(公園緑地の整備と運営管理、民有地のみどりのまちづくり等)
- 4: みどりとみずのある暮らしの応援
(区民・事業者のみどりとみずを守り育てる活動の支援等)

※説明で使用したスライドより

講演内容

世田谷区は住居系の土地利用のみどりをいかに増やすかが課題で、それを可能にするには日常生活において、「みどり」の意味を見出すことが重要であるという視点から、説明がありました。

【形の意味】

- 「武具が美しいのは生と死を兼ね備えているため」という日本画家の千住博先生の話にもあるように、形態デザインの有機性、必然性に意味がある。

【色の意味】

- フィレンツェの街の屋根が茶褐色で揃っているのは、地域の土をその気候の中で焼いたものが建築材料のため。日本の色合いが淡いのは、湿度が高いため。

【名園や里山の意味】

- 高松の栗林公園の栗や水戸偕楽園の梅は、いざという時に必要なものであった。里山のみどりは間伐や枝打ちの木々を生活に使うなど、日常と密接に関係していた。

【みどりの意味】

- ロンドンのセント・ジェームズパークは、産業革命による環境汚染を改善するため王室の狩猟苑を開放したものの。ヨーロッパで窓辺に花を飾るのは窓を開けたとき虫の侵入を防ぐため。ビバリーヒルズの邸宅の敷地前面がオープンなのは、防犯のため。
 - 成城学園のみどりは、道路沿いの高木と中木をうまく組み合わせているため、面積がさほどでなくても、みどり豊かにみえる。
- ### 【日常生活との関係が重要】
- 風致地区制度は大正8年に創設されたが、単にみどりを残すだけでなく、生活・コミュニティ・暮らし方も含めて残そうとするものだった。
 - みどりに対する関心を日常化することが民有地のみどりを守ることになる。みどりにどのような意味を日常の中に持たせるかが重要だ。



テーマに関する意見交換

(Qは、参加者による質問や意見。Aは、講師または区担当者による回答)

Q: 敷地面積300㎡以下の開発について、緑化の義務付けができないか。風致地区以外的一般地区においても伐採は許可制にできないか。

A: 条例で250㎡以上の開発行為で緑化を義務付けている。それ以下では緑化助成制度の活用など、緑化をお願いしているのが実状だ。【区担当者】

A: 共有地的なものを作って既存樹木の伐採に対応するなどを開発地全体で対応する必要がある。都市公園法の借地公園や保存樹木制度の活用の実行性を高めることも方策のひとつ。【講師】

Q: みどりはコンクリートに変わりつつある。みどり33を現実味のある目標値に変えるべきだ。

A: みどり33は理想的な環境をめざすということで、目標値を定めている。【区担当者】

Q: 相続に伴う敷地細分化、緑地減少はこれまで重いテーマだったが、そろそろアクションが必要だ。戸建てとマンションが協働し、点から面へと展開していくために自治体のバックアップが欲しい。

A: これまで住居系の一部用途地域では、敷地面積の最低限度を定め、その他の地域は地区計画制

度で対応してきたが、私権制限にもなるため課題がある。また、花のある街づくり運動として草木や資材提供、フラワーランドでの学習会を開催している。【区担当者】

A: 区としては発信しているが、区民に伝わりきれていないのではないかと。関心あるなしは世代でも違う。活動を面に展開していく機運を高めていくことが必要だ。農地保存については、農とのかかわり、楽しめる仕掛けをつくるのが大事だ。その活動がコミュニティの活性化につながるとよい。【講師】

